

裁判所から受託者への事前の指示[†]

板持研吾（神戸大学）

1. 問題の所在

- 信託の動的性質

- 利害関係者の多様性（異なる受益権の設定による受益者間の利害の牴触等）
- 5 ➤ 事情変更などに伴う不明確な信託条項の解釈
- 裁量行使の不確実性（事後的に裁量の逸脱濫用とされるリスク） など

- 対処方法

- 信託行為に定め △信託行為の不完備性（全てを決め切ることはいできない）
- 10 ➤ 委託者／受益者の同意 △多数いると高コスト、未存在の受益者の可能性
- 監督機関による事前の判断 ←**本報告の検討対象**

- アメリカにおける裁判所による指示

- 監督機関は、様々でありうる（日本信託業法など）
- 15 → アメリカでは、裁判所が、一般的に固有の権限として受託者を監督する伝統がある¹

→いったいどのような制度なのか？

- どのような法律効果があるのか？その要件は何か？
- 指示の対象となる事項は何か？
- 20 ➤ 誰が指示を求めることができるのか？
- コストは誰が負担するのか？

- 一般的な記述

- 信託法第 3 次リステイトメント第 71 条（2007 年）
- 25 ☆ 信託法第 2 次リステイトメント第 259 条（1959 年）
- 統一信託法典第 201 条第 c 項（2000 年）
- Bogert's The Law of Trusts and Trustees § 559（Westlaw. May 30, 2025）

[†] 本研究は、公益信託甘粕記念信託研究助成基金の助成を受けたものです。

¹ なお、旧信託法（大正 11 年法律第 62 号）第 41 条第 1 項は、「信託事務ハ営業トシテ信託ノ引受ヲ為ス場合ヲ除ク外裁判所ノ監督ニ属ス」と定め、同条第 2 項は「裁判所ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且検査役ヲ選任シ其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得」と定めていた。現行信託法（平成 18 年法律第 108 号）には、同様の規定はない。

このことにつき、木南敦氏から未公表の原稿を通じてご教示を受けた。記して感謝申し上げる。

2. 活用例

① PNC Bank v. Roy, 788 N.E.2d 650 (Ohio App. 2003)

● 2つのクラスの相続受益者・信託受益者の間の、遺産税の負担に関する紛争²。

➤ 遺言者＝委託者は、50 年超連れ添った前妻の死亡後、再婚。後婚の 1 年ほど後に、遺言と撤回可能生前信託を設定。遺言に基づく遺贈分を処分した後、遺産の残余財産を信託財産とする。

➤ クラス①は、前妻の子・孫。受遺者・相続人、信託受益者

➤ クラス②は、後妻の連れ子（成人）・孫。信託受益者

＝S 死亡時に、遺産税計算上の遺産の 18%分を、②に与える、との信託条項

● 遺産税（inheritance tax）の適切な割当てについて、受託者から指示の申立て

➤ 受益者②：自分たちへの処分は一般遺贈（general bequest）であり遺産税対象外

➤ 受益者①：②は残余財産受益者（residual beneficiaries）に該当。按分で税負担とそれぞれ主張

● 争点 1：遺産税の割当に関する州法

➤ オハイオ州には、遺言者／信託設定者の別段の意思が明らかに示されない限り、各自の遺贈・相続で得る利益に応じて衡平に（equitably）租税負担すべしとの法律
→本裁判所：S の意思は明白に示されていないため本法律が妥当する

● 争点 2：同法律をどう適用するか？

➤ 州先例として、残余財産遺贈があればまずはそこから充当し、なお租税額に達しない場合、その他の遺贈から充当しなければならない。

➤ 原審（probate court）は、もしこれを残余財産遺贈とみなさなければ短期の再婚後の成人の連れ子が税負担のない 200 万ドル超を受け取りつつ、50 年を超える前婚の子らが遺産税の全てを負担することになり、不当であるとして、これを残余財産遺贈と性質決定し、按分で租税負担することとした。

→本裁判所：この認定は誤り。信託条項の定めからすれば、これは一般遺贈と性質決定せざるをえない。しかしながら、先例が前提とした法律自体がその後 2 度改正され、計算手順は変更されており、原審はこれを検討していない。

● 争点 3：信託設定文書の no-contest clause の扱い

➤ 本件信託の内容を争った者の受益権の設定を撤回する旨の no-contest clause

➤ 原審は、受託者が当初提案した分配案に反対した R に対してこれを適用

→本裁判所：（no-contest clause 自体を有効として適用するのが Ohio 州のルールではあるが、）本件では受託者が信託条項と法令の明確化を求めて指示を求めた手続であり、そこで受益者等に意見陳述等の機会が与えられたのであるから、no-contest clause の対象とは異なる。

² 日本の相続税と異なり、遺産段階で（受遺者や相続人への分配前に）課税される。そのため、日本では同様の問題が生じない。しかし、信託運営に関する管理経費など、信託全般に係る費用の負担割合などについては、同様の問題が生じうるとされる。

② Matter of Davies, 559 N.Y.S.2d 933 (Sur. Ct. 1990)

- 収益受益者と元本受益者が分かれているところ、信託財産への臨時収入を、事案の特殊性との関係で、収益と元本のいずれと位置づけるか、についての照会
 - 収益受益者：信託設定者の 2 人の子供
 - 元本受益者：各収益受益者の死亡後、その直系卑属に分配
 - 信託の主要資産：同族経営の不動産賃貸業の会社（以下単に「会社」）の株式
 - ◇ 会社は当初 C 法人だったが S 法人へ移行。S 法人では、法人自体は課税されず、株主が法人所得に対して直接納税義務を負う（パススルー課税）。
 - ◇ 本件で租税上のメリットを享受するためには、本件信託は QSST となり、収益受益者らが会社の所得に対する納税義務を負わなければならない。
- 事案の特殊性
 - 会社は、賃貸物件の大半を売却予定。多額の譲渡益が発生する見込み
→収益受益者は約 75 万ドルの所得税を負担する見込み（手元資金なし）
 - 会社は、この税負担を賄うため、株主（本件信託を含む）に対し、株主が支払うべき所得税額に相当する臨時配当を現金で行うことを提案した。
 - ◇ この臨時配当が信託の「収益」でないと、収益受益者らには使えない
 - ◇ 本件信託（受託者）において納税しようとする場合、QSST 選択を撤回し、会社を C 法人に戻さなければならない。その場合、納税額は約 143 万ドル
 - 法律・信託条項はいずれも現金の配当は収益と扱ってよいとしていたものの、受託者は、本件では会社の主要資産の売却によって行われる配当であることから、清算時の配当と同じように元本に組み入れなければならないかもしれないと考えた。
 - なお、収益受益者と元本受益者（候補）の全員が、本件臨時配当を信託財産の収益と扱うことに同意しており、未成年の元本受益者候補もその親権者によりバーチャルに代表されて同意した。
- 争点 1：裁判所の助言・指示が行われるべきか
 - 通常、裁判所は不要な助言や指示を与えることに消極的（本件は受益者間に争いが無い）だが、本件は例外にあたる。
- 争点 2：衡平法上の調整（equitable adjustment）の必要性
 - 先例や法律に基づき、税負担が不公平に配分される場合に、裁判所は衡平法上の調整を認めてきた。信託設定者が、自身に分配を受けないような信託元本へのキャピタル・ゲインに対する納税義務を負う場合に元本からの補填を認めた例など
 - 通常は、受託者（受託者）による何らかの選択の結果、税負担の不公平が生じる場合を対象とする。本件は、受託者の選択が求められる事案ではない。
 - しかし、本件において、臨時現金配当を収益に割り当てることは、収益受益者が所得税を支払うことを可能にし、S 法人格の維持を通じて信託元本への約 68 万ドルの追加税負担を回避するという、全ての関係者にとって衡平な結果をもたらす。

3. 指示の効果

3.1 請求排除効（claim preclusion）

- 既判力（res judicata）の法理ともいう。
 - 同一の請求につき、蒸返しを禁じる。
- 5 ➤ Restatement (Second) of Judgments § 17 (1982)
- 一般的な要件は、
 - ①前訴判決と同一の当事者であること
 - ②前訴判決の請求（cause of action）と同一の請求であること
 - ③終局判決であること（final judgment）
 - 10 ➤ ④本案判決であること（judgment on the merits）

3.2 争点排除効（issue preclusion）

- 争点効（collateral estoppel）の法理ともいう。
 - 前訴判決で争われ決定された争点につき、蒸返しを禁じる。
- 15 ➤ Restatement (Second) of Judgments § 27 (1982)
- 一般的な要件は、
 - ①前訴判決と同一の争点であること
 - ②同争点が実際に争われて決定されたこと
 - ③有効かつ終局の判決によっていること
 - 20 ➤ ④当該決定が判決に不可欠であること
 - ⑤争点遮断効によって不利益を被る当事者が、当該争点について前訴で実際に争うだけの適切な機会とインセンティブが与えられたこと³

3.3 指示は判決か？

- 25 ● 裁判所から受託者への指示の性質？
 - かつては、エクイティ裁判所の固有の権限に基づき行われる decree（エクイティ裁判所の行う判決ないし命令）
 - 最近では、宣言判決（declaratory judgment）を行う権限に基礎づけられるともいわれる。Restatement (Third) of Trusts § 71 cmt. a (2007). 現にそのような判例
 - 30 は見られる（First National Bank of Kansas City, *infra*. ⑤など）。
 - いずれにせよ、近時の民事訴訟法には判決に decree 等を含ませる定義が置かれる。例、連邦民事訴訟規則第 54 条⁴

³ なお、たとえば、証券詐欺事件について、SEC によるエンフォースメント訴訟に敗訴した企業に対し、投資家が証券クラスアクション（民事訴訟）を提起して SEC の訴訟の判決の争点効を援用することがあり、認められている。Parklane Hosiery Co. v. Shore, 439 U.S. 322 (1979). このように、請求排除効と異なり、争点排除効については、当事者の同一性が強く要求されていない。

⁴ “Judgment” as used in these rules includes a decree and any order from which an appeal

③ Messner v. DeMotte, 82 N.E.2d 900 (Ind. App. 1948)

● 信託 委託者（遺言者）S による遺言信託

- 収益受益者 9 名の甥姪が生存中は収益を等分に受け取る。
- 元本受益者 収益受益者の子が、収益受益者死亡後にその持分元本が支払われる。
もし当初受益者が子を残さずに死亡した場合は、その持分は他の当初受益者の持分に組み入れられる。

● 経過

1915 年 収益受益者の一人が死亡。子なし。1/9 元本が残り 8 人に按分される。

1929 年 第一指示：元本受益権は、**S 死亡時に**生存していた甥姪の子に帰属する。

1933 年 収益受益者の一人 L が死亡。L には 8 人の子があり、L 死亡時には 7 名が生存、残る 1 名は先死亡だが生存妻子あり。

第二指示：遺言者死亡時に、1/9 の元本受益権が当初受益者の子に直ちに帰属する。ただし、分配は当初受益者が死亡するまで延期される。L の死亡により、その子（代襲を含む）に対して、1/8 は直ちに支払期となる。

● 本件指示申立て

- 当初受益者の一人 R が 1942 年に死亡。R には、S 死亡時に子 G がいたが、G は R より先に 1934 年に死亡していた。他に子はいなかった。
- R の遺産管理人 DeMotte（本件信託の受託者でもあった）が、G（ひいては R）に帰属するはずだった元本 1/8 の支払を、信託受託者としての自身に対して求めた。

● 裁判所の判断

- 裁判所は、第二指示の既判力（res judicata）が本件紛争を解決する上で決定的であると判断した。規範および当てはめは次のとおり：
- 第二指示の手續において、㊦裁判所は管轄権を有していた。㊧指示の対象は、遺言（信託条項）の解釈という適切なものであった。㊨全ての利害関係人が当事者として手續に参加する機会を与えられていた。㊩問題は現実化しており、理論的・未確定なものではなかった。

3.4 バーチャル代表

- 資産承継を目的とする信託の場合、しばしば受益者に未成年者や未出生者が含まれる。
➤ そのような受益者に十分に争う機会を提供したといえるか？
- バーチャル代表（virtual representation）の法理

④ First National Bank of Mobile v. Wefel, 40 So. 2d 434 (Ala. 1949)

- 収益受益者が遺言者（信託設定者）の 3 人の子。いずれも一定期間後または死亡後にはその卑属に（未確定残余権としての受益者）。
➤ 裁判の時点では、未確定残余権受益者は特定不可。

- しかし、申立人は、全利害関係人を当事者として訴訟参加させるべく、既出生・成人のクラスメンバーを当事者とし、かつ、既出生の未成年のメンバーおよび将来出生しうるメンバーのためには訴訟後見人（guardian ad litem）を選任。

- これにより、全てのクラスメンバーがバーチャル代表の法理（principle of virtual representation）により十分に保護されたと考えられる。

5

4. 指示の対象となる事項／ならない事項

4.1 指示対象

- 「受託者の権限もしくは義務または信託の定め of 適切な解釈に関する合理的な疑義がある場合」（信託法第三次リステイトメント第 71 条）

10

- 受託者の権限・義務に関する疑義
- 信託（や関連法令）の定めに関する疑義 ※しばしば遺言の解釈として

- 具体例

- 信託受益者の特定（例、甥姪の子はいつの時点か⁵、「子」に成人養子を含むか⁶）
- 受益者の権利の性質および範囲（例、受益権対象が一般遺贈か残余財産遺贈か⁷）
- 収益と元本の間の損益の適切な分配または割当て（例、特殊な高額株式配当を収益とするか元本とするか⁸）
- その他、信託条項の意味および効果に関する事項の明確化（例、「personal property」の範囲⁹、州法により設立された競馬支援基金信託から政治献金等が行えるか¹⁰）

15

20

4.2 指示対象外

- 「提示された問題が合理的疑義に関わらなかったり、決定には熟さなかったりして指示を与えることを拒む……」（信託法第三次リステイトメント第 71 条コメント c and d）

25

- 合理的な疑義がない場合
＝受託者の権限・義務の範囲や信託条項の解釈について合理的な疑義が存在しない
☆ 例、訴訟上の和解が成立しており、争われないことが明らかな場合¹¹
- 未成熟な問題
＝将来生じるかもしれない、あるいは決して生じないかもしれない問題

⁵ Messner, *supra*. ③

⁶ Fifth Third Bank v. Harris, 804 N.E.2d 1044 (Ohio Prob. 2003).

⁷ PNC Bank, *supra*. ①

⁸ Davies, *supra*. ②

⁹ University of Southern Indiana Foundation v. Baker, 843 N.E.2d 528 (Ind. 2006).

¹⁰ New Jersey Thoroughbred Ass'n v. State, 791 A.2d 320 (N.J. Super. 2001).

¹¹ Himmelfarb v. Horwitz, 536 A.2d 86 (D.C. App. 1987).

◇ 例、分配の時期が到来する前に信託財産の分配について指示を求めることはできない)

※ただし、現在解決する必要性が示されれば別

◇ 例、将来の残余財産の分配問題であっても、累積された収益および信託継続中に受領される収益の現在の分配問題と密接不可分に結びついている場合¹²

➤ 受託者の裁量判断・経営判断そのもの

＝ある事項が受託者の合理的な裁量の範囲内、経営判断に関する事項である場合

◇ 例、信託財産に属する債権の回収のために訴訟を提起するか判断¹³

● もつとも、……

⑤ First National Bank of Kansas City v. Christopher, 624 S.W.2d 474 (Mo. Ct. App. 1981)

● 信託の内容等

➤ S は 1950 年 2 月 22 日付の遺言で信託を設定。1952 年 12 月に死亡。

➤ 受益者は、娘 M1（当初の生涯受益者）と孫 M2（M1 死亡後の生涯受益者）。

➤ 受託者は M1（死亡後は M2）に対し、信託収益から月 750 ドルを支払うと規定。

◇ 受託者は裁量により、「病気、事故、その他の不運の場合、またはいかなる緊急事態においても、受託者の判断で、当該受益者またはその家族の快適な維持、支援、もしくは教育に必要である場合」には、信託収益または元本から追加の金額を支払う権限を有するとされていた。遺言には「これは主として扶養 (primarily for maintenance) のための信託である」と明記されていた。

➤ 信託財産の元本は、1954 年時点で約 26 万ドル、1960 年時点で約 138 万ドル。

● 過去の指示の求め

➤ 1963 年の指示（判決 [judgment]。以下同じ。）

M1 が増額要求。受託者は、遺言の解釈と当事者の権利義務の宣言的判決を求めて提訴。M2（当時 12 歳）も、guardian ad litem を通じて、当事者。

裁判所は、受託者が追加額を支払う権限を有すること、受託者は裁量権を濫用していないこと、追加手当の支払決定は受託者の単独の裁量に属し、裁判所は増額を命じる管轄権を有しないことを認定。ただし、月 500 ドルの追加手当（合計 1250 ドル）は適切かつ正当化されると示唆 (instructed)。上訴なし。

➤ 1969 年の指示

M1 が月 2,000 ドルへの増額要求。受託者が再度宣言的判決を求めて提訴。

裁判所は同じ認定をし、月 750 ドルの追加手当（合計 2,000 ドル）は適切であると示唆 (found)。上訴なし。

➤ 1975 年の指示

M1 が月 3,400 ドルへの増額要求。受託者は、三度宣言的判決を求めて提訴。

¹² First Portland National Bank v. Rodrique, 172 A.2d 107 (Me. 1961).

¹³ McEntee v. Halloran, 391 S.W.2d 266 (Mo. 1965).

M2 は成人しており、自身の答弁書で M1 の要求は合理的であり受託者は増額すべきだと主張し、裁判所に対し受託者に増額を命じるよう求めた。

裁判所は同じ認定をし、増額をする権限があり要求額は裁量の範囲内であると示唆 (instructed and directed)。上訴なし。

5 ● 本件申立て

- 1978 年に M1 が死亡し、M2 が受益者となった。M2 は受託者に対し月 5,450 ドルの支払いを要求。
- 受託者は 1979 年に四度目の宣言的判決を求めて提訴。
- M2 はこれに対し、本件訴訟（当初からの受託者による訴訟）において、信託の累積収益の分配および元本の一部の分配を求める反訴請求を行った。
- 原審は、M2 の請求棄却。M2 が上訴。

● 主な争点と控訴裁判所の判断

- 争点 1：1975 年の指示は、M2 が本件で主張する「受託者は余剰収益を蓄積する裁量権を有しない」という点について既判力を有するか。

- 1975 年の判決は既判力を有し、M2 の現在の主張を禁じる。
既判力は、以前の裁判で実際に争われた争点だけでなく、争われる可能性があった全ての争点にも及ぶ。裁判所は、自身の記録から過去の同様の申立てとその棄却、および控訴がなかった事実を職権で認識することができる。

- 争点 2：遺言者の予期しなかった状況の変化（インフレによる余剰収益の蓄積）を理由に、エクイティ上の逸脱の法理（doctrine of deviation）を適用して、信託の明示的な条項から逸脱した分配を命じることはできるか。

- 逸脱の法理は本件には適用できない。
- 逸脱の法理は、設定者が知らなかったまたは予期しなかった状況により、信託条項を厳格に遵守することが信託の目的達成を妨げるか実質的に損なう場合に、衡平法裁判所が信託の明示的な条項からの逸脱を許可する権限であるが、これは緊急的な権限であり、信託目的の達成における深刻な失敗を防ぐためにのみ用いられる。
- 本件信託の条項は明確であり、信託の目的は受益者の快適な扶養（comfortable maintenance）にあり、受託者はこれを行ってきた。受託者が変化した状況に合わせて裁量を行使し行動を調整するという設定者の明白な意図はない。

- 争点 3: 受託者は、特定の行為が裁量の範囲内にあるかにつき、裁判所に指示を求めることができるか。

- 受託者は指示を求めることができる。ただし、裁判所は当該行為をすることにつき裁量の行使を拘束することはできない。
- 信託財産の処分に関して合理的な疑義がある場合、受託者は裁判所の指示を求めることができる。しかし、裁判所は受託者の法律顧問として行動するものではない。
- 裁判所による受託者への法的指導の目的は、信託文書の疑わしい意味や事実への法の適切な適用に関する不確実性のために、有能な弁護士の助言だけでは十分な保護とならない状況において受託者を保護することである。

5. 申立て適格

● 受託者

- 5 ➤ 「受託者は、過失や不正行為の結果として義務に違反する場合だけでなく、信託条項および関連法令の下で受託者が有する権限および義務の性質や範囲に関する錯誤を理由として義務に違反する場合もむしろよくあることとして、信託違反を犯す。信託違反について、一般的には、93 条を見よ。これらの事項について合理的な疑義があるときに責任を負う不当なリスクを回避するために、受託者は、適切な裁判所からの指示を申し立てることにより、保護を求めることができる。」（信託法第三次リステイトメント第 71 条コメント a. 括弧書きは省略した。）
- 10

● 受益者

- 15 ➤ 「同様に、受託者の権限および義務に関する錯誤から生じる信託違反によって引き起こされうる害悪（harm）に対する保護として、受益者は、受託者の権限および義務に関して受託者に指示をするよう裁判所に申し立てることができる。委託者は、委託者としての立場では、通常は、裁判所に指示を申し立てる地位を有しない。」（同）

● ×委託者（信託設定者）

- 20 ➤ 「委託者は、委託者としての立場では、通常は、裁判所に指示を申し立てる地位を有しない。」（同）
- 20 ➤ 撤回不能信託の委託者による指示の申立てを否定した例、Carroll v. Smith, 59 A. 131, 133 (Md. 1904)

6. コスト負担

● 受託者が指示申立てに要した費用は、信託財産から支出できる。

- 25 ➤ 「裁判所に指示を申し立てるのに受託者が要した費用は、受託者の権限または義務に関する法令または信託条項の適切な解釈に関する合理的な不確実性を欠き、当該指示申立てに全く理由がないという場合を除き、信託財産から支払うことができる。そのような場合、通常は、申し立てるのに係る支出を受託者に負わせるのは、不適切である。」（信託法第三次リステイトメント第 71 条コメント e.）

● 受益者が指示申立てに要した費用も、信託財産から支出できる。

- 30 ➤ 「受益者が指示の申立てを行った結果として受託者の負担した支出は、当該支出と受託者の講堂が合理的で受託者の信託義務に適ったものであった場合は、信託財産から支出し、または償還を受けることができる。」（同）

● いわゆる common fund doctrine¹⁴

35

¹⁴ E.g. Maurer v. Int'l Re-Ins. Corp., 95 A.2d 827 (Del. Ch. 1953).

7. 参考資料

Restatement (Third) of Trusts § 71 (2007)

A trustee or beneficiary may apply to an appropriate court for instructions regarding the administration or distribution of the trust if there is reasonable doubt about the powers or duties of the trusteeship or about the proper interpretation of the trust provisions.

Restatement (Second) of Trusts § 259 (1959)

The trustee is entitled to apply to the court for instructions as to the administration of the trust if there is reasonable doubt as to his duties or powers as trustee.

Unif.Trust Code 2000 § 201. Role of Court in Administration of Trust.,

(c) A judicial proceeding involving a trust may relate to any matter involving the trust's administration, including a request for instructions and an action to declare rights.

Restatement (Second) of Judgments § 17 (1982)

A valid and final personal judgment is conclusive between the parties, except on appeal or other direct review, to the following extent:

(1) If the judgment is in favor of the plaintiff, the claim is extinguished and merged in the judgment and a new claim may arise on the judgment (see § 18);

(2) If the judgment is in favor of the defendant, the claim is extinguished and the judgment bars a subsequent action on that claim (see § 19);

(3) A judgment in favor of either the plaintiff or the defendant is conclusive, in a subsequent action between them on the same or a different claim, with respect to any issue actually litigated and determined if its determination was essential to that judgment (see § 27).

Restatement (Second) of Judgments § 27 (1982)

When an issue of fact or law is actually litigated and determined by a valid and final judgment, and the determination is essential to the judgment, the determination is conclusive in a subsequent action between the parties, whether on the same or a different claim.

請求排除効・争点排除効に関して、

板持研吾「デラウェア会社判例理解のための手続法的基礎 第 12 回 第一審判決後の段階(1)——連邦」旬刊商事法務 2221 号（2020 年）52 頁

Common fund doctrine に関して、

熊代拓馬「株主による法の実現と濫訴の抑制の均衡—米国の M&A 訴訟と弁護士費用の負担」比較法研究 81 号（2020 年）245 頁